

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡市は、地方税管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡市長

公表日

令和4年8月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税管理に関する事務
②事務の概要	<p>(個人住民税) 地方税法等の法令に従い個人市民税・県民税(以下「個人住民税」という。)の管理に関する以下の事務を行う。</p> <p><賦課業務></p> <p>1 課税準備事務</p> <p>(1)事業所情報の整理 (2)総括表の発送 (3)課税対象者情報の整理 (4)市民税・県民税申告書の発送</p> <p>2 課税資料受付事務</p> <p>(1)給与支払報告書の受付(紙媒体、電子媒体、eLTAX) (2)市民税・県民税申告書の受付及び確定申告書、各種資料箋の受領(紙媒体、国税連携データ) (3)公的年金等支払報告書の受付(紙媒体、電子媒体、eLTAX) (4)他市区町村への資料回送</p> <p>3 賦課決定事務</p> <p>(1)課税資料の併合(自動合算処理)及び税額計算 (2)普通徴収納税通知書及び特別徴収税額決定通知書の通知 (3)各種証明書の発行</p> <p>4 賦課更正事務</p> <p>期限後申告や所得、控除内容の変更に伴い賦課内容を変更した者に対し納税(変更)通知する。</p> <p>5 事後調査事務</p> <p>(1)扶養親族調査 (2)未申告調査 (3)扶養親族等非違事項連絡業務</p> <p>(固定資産税・都市計画税) 地方税法等の法令に従い固定資産税・都市計画税の管理に関する業務で以下の事務を行う。</p> <p><賦課業務></p> <p>1 課税準備事務</p> <p>(1)評価方法 総務省が定めた固定資産評価基準に定められた評価方法により評価する。 償却資産については原価率・耐用年数の改正情報を取得する。 (2)前年度の申告をもとに申告書を作成し発送する。 (3)課税対象者情報の取得 住民登録が無い場合、所有者情報を登記情報等で取得する。</p> <p>2 課税資料受付事務</p> <p>(1)償却資産申告書受付事務 (2)登記情報受付事務 (3)建築確認情報受付事務</p> <p>3 賦課決定事務</p> <p>(1)償却資産については、申告書情報の入力のため、委託先に取得価格等を提供する。 (2)評価情報を税システムに入力する。 (3)評価額・税額の情報を所有者情報と結び付け、賦課情報を作成する。 (4)賦課情報から納税通知書を印刷し、封入封緘業務委託事業者が納税通知書の封入封緘を行い、市から住民等に発送する。 (5)作成された賦課情報を中間サーバーに登録する。 (6)賦課情報に基づき、縦覧に対応するために名寄帳を発行する。</p>

	<p>4 賦課更正事務 期限後申告(償却資産)や課税内容の変更に伴い賦課決定内容を変更した者に対し納税(変更)通知する。</p> <p>5 事後調査事務(償却資産のみ) (1)未申告調査 (2)税務署調査</p> <p>(共通) <収納業務> 6 収納消込事務 7 口座振替管理事務 8 還付・充当事務 9 督促事務 10 返戻・公示事務 11 年次繰越・滞納繰越事務 12 窓口(納税証明書・納付書発行)事務 13 滞納者管理事務 14 徴収猶予・分割納付事務 15 催告事務 16 財産調査事務 17 滞納処分事務 18 滞納処分の執行停止事務 19 不納欠損事務 20 電話催告事務</p>
<p>③システムの名称</p>	<p>(個人住民税) 宛名システム、税務システム(個人住民税システム)、電子申告審査システム(eLTAX)、国税連携システム、徴収・収納支援システム、電話催告システム、共通基盤システム(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、課税資料イメージ管理システム</p> <p>(固定資産税・都市計画税) 宛名システム、税務システム(固定資産税システム)、電子申告審査システム(eLTAX)、家屋評価システム、マッピングシステム、路線価付設システム、徴収・収納支援システム、電話催告システム、共通基盤システム(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム</p>
<p>2. 特定個人情報ファイル名</p>	
<p>(個人住民税特定個人情報ファイル) 個人住民税課税対象者ファイル、個人住民税課税ファイル、個人住民税課税資料ファイル、個人市民税事業所ファイル、個人住民税収納ファイル(特徴)、個人住民税収納ファイル(普徴)</p> <p>(固定資産税・都市計画税特定個人情報ファイル) 固定資産税土地資産ファイル、固定資産税家屋資産ファイル、固定資産税共有持分ファイル、固定資産税土地家屋賦課ファイル、固定資産税償却資産台帳ファイル、固定資産税償却資産マスタファイル、固定資産税償却資産賦課ファイル、固定資産税収納ファイル</p>	
<p>3. 個人番号の利用</p>	
<p>法令上の根拠</p>	<p>1 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であつて主務省令(注)で定めるもの。 (注) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 番号法整備法により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(個人住民税)</p> <p>1 番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項</p> <p>2 番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)により、以下の情報照会が可能と定められている。 (1)「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 (2)「都道府県知事」より「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」 (3)「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」 (4)「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」 (5)「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」より「年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 (6)「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 (7)「内閣総理大臣」より「公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの」</p> <p>(固定資産税・都市計画税)</p> <p>1 番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)により、以下の情報照会が可能と定められている。 ・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局税務部市民税課、固定資産税課
②所属長の役職名	市民税課長、固定資産税課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・葵区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市葵区追手町5番1号 TEL(054)221-1488 FAX(054)221-1104 ・駿河区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市駿河区南八幡町10番40号 TEL(054)287-8697 FAX(054)287-8709 ・清水区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市清水区旭町6番8号 TEL(054)354-2170 FAX(054)351-2007
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市財政局税務部市民税課 静岡市葵区追手町5番1号 電話054-221-1558 ・静岡市財政局税務部固定資産税課 静岡市葵区追手町5番1号 電話054-221-1528

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月22日	I 1. ③システムの名称	国税連携システム(eLTAX)	国税連携システム	事後	
平成30年3月22日	4. ②(個人住民税)1		38、85-2、119を追加 117、118を削除	事後	
平成30年3月22日	5. ②所属長	前澤利春、小長谷敏行	市民税課長 瀧美 信明、固定資産税課長 上口 俊明	事後	
平成30年6月4日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	054-221-1043	054-221-1558	事後	
平成30年6月4日	I 1. ③システムの名称	収納・滞納整理管理システム	徴収・収納支援システム	事後	システム名称を正式な名称へ変更するものであり、重要な変更には当たらない。
平成30年6月4日	I 1. ③システムの名称		課税資料イメージ管理システムを追加	事後	課税資料イメージ管理システムの導入に伴い記載を追加する。これは、重要な変更とされる記載項目でないことから、事前の提出等が義務付けられる重要な変更には当たらない。
平成30年6月4日	I 5. ②所属長	市民税課長 瀧美 信明、固定資産税課長 上口 俊明	市民税課長、固定資産税課長	事後	様式変更に伴う修正のため、重要な変更には当たらない。
平成30年6月4日	II 1. いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	しきい値判断日の修正であり、重要な変更には当たらない。
平成30年6月4日	II 2. いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	しきい値判断日の修正であり、重要な変更には当たらない。
	I 2. 特定個人情報ファイル名	個人住民税課税ファイル、個人住民税課税ファイル	個人住民税課税ファイル、個人住民税課税資料ファイル	事後	誤記載を修正するものであり、重要な変更には当たらない。
	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	・清水区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市清水区旭町6番8号 TEL(054)354-2170 FAX(054)351-4470	・清水区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市清水区旭町6番8号 TEL(054)354-2170 FAX(054)351-2007	事後	ファクシミリ番号の修正であり、重要な変更には当たらない。
	II 1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値判断日の修正であり、重要な変更には当たらない。
	II 2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値判断日の修正であり、重要な変更には当たらない。
	IV 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	様式変更に伴う追加記載のため、重要な変更には当たらない。
	IV 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		十分である	事後	様式変更に伴う追加記載のため、重要な変更には当たらない。
	IV 3. 特定個人情報の使用		十分である	事後	様式変更に伴う追加記載のため、重要な変更には当たらない。
	IV 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	様式変更に伴う追加記載のため、重要な変更には当たらない。
	IV 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		十分である	事後	様式変更に伴う追加記載のため、重要な変更には当たらない。
	IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		十分である	事後	様式変更に伴う追加記載のため、重要な変更には当たらない。
	IV 7. 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	様式変更に伴う追加記載のため、重要な変更には当たらない。
	IV 8. 監査		自己点検	事後	様式変更に伴う追加記載のため、重要な変更には当たらない。
	IV 9. 従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	様式変更に伴う追加記載のため、重要な変更には当たらない。
令和2年5月29日	II 1. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値判断日の修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年5月29日	II 2. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値判断日の修正であり、重要な変更には当たらない。
	I 4. ②法令上の根拠	(個人住民税) 1 番号法第19条第7号及び番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項	(個人住民税) 1 番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	事後	「法令上の根拠の根拠」欄の適切な記載であり重要な変更には当たらない
	I 4. ②法令上の根拠	2 番号法第19条第7号	2 番号法第19条第8号	事後	「法令上の根拠の根拠」欄の適切な記載であり重要な変更には当たらない
	I 4. ②法令上の根拠	(固定資産税・都市計画税) 1 番号法第19条第7号	(固定資産税・都市計画税) 1 番号法第19条第8号	事後	「法令上の根拠の根拠」欄の適切な記載であり重要な変更には当たらない
	II 1. いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しきい値判断日の修正であり、重要な変更には当たらない。
	II 2. いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しきい値判断日の修正であり、重要な変更には当たらない。
令和4年7月29日	I 4. ②法令上の根拠	(個人住民税) 1 番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 2 略 (6)「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報」であって主務省令で定めるもの (7)「内閣総理大臣」より「公的給付支給等口座登録簿関係情報」であって主務省令で定めるもの	(個人住民税) 1 番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 2 略 (6)「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報」であって主務省令で定めるもの (7)「内閣総理大臣」より「公的給付支給等口座登録簿関係情報」であって主務省令で定めるもの	事後	「法令上の根拠の根拠」欄の適切な記載であり重要な変更には当たらない
令和4年7月29日	II 1. いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値判断日の修正であり、重要な変更には当たらない。
令和4年7月29日	II 2. いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値判断日の修正であり、重要な変更には当たらない。